

法科大学院評価基準（案）

2004年4月

（財）日弁連法務研究財団

認証評価検討委員会

・ 総則

1. 評価の目的

本法科大学院評価基準（以下「本評価基準」という）は、財団法人日弁連法務研究財団（以下「当財団」という）が、法科大学院の法曹養成機能の維持・向上に資するため、学校教育法第 69 条の 4 に規定する認証評価機関として、各法科大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合していることの評価（適格認定）及び法曹養成に向け効果的な取り組みをしていることの評価（分野別評価）（以下総称して「認証評価」という）を行うために設定したものである。

本評価基準は、法科大学院の設置基準に加えて、当財団が法曹養成教育に必要なかつ有益と考える基準を含んでいる。ここには、各法科大学院が、設置基準を充足することにとどまらず、さらなる教育活動の質的向上に向けて発展して欲しいという、当財団の願いが込められている。本評価基準が、各法科大学院の教育活動の改善に向けて松明の役割を果たすことができれば、当財団としては望外の喜びである。

一方、日本の法科大学院は正に黎明期にあり、各法科大学院がその創意工夫を凝らし教育内容、教育方法等を開発し実践していく中で、何が効果的な法曹養成教育なのかを模索する段階にある。法科大学院の評価基準やそれに基づく認証評価が、法曹養成教育の効果の向上という、そもそもの使命の達成の妨げになるようなことのないよう、常に注意を払わねばならない。本評価基準の解釈や適用にあたっては、各法科大学院の教育活動の向上に向けた自由な発想や果敢な挑戦意欲を殺ぐことにならぬよう、十分に配慮する必要がある。

2. 評価基準

（1）評価基準

当財団は、評価対象法科大学院の教育等の水準の評価判定は、本書 に規定する評価基準に従って行う。

（2）本評価基準の変更は以下の手続きに従って行う。

公表及び意見照会

当財団は、本評価基準を変更しようとする場合には、その検討段階において、事前に変更案を公表すると共に評価対象法科大学院へ送付して、広く意見を求めるものとする。

文部科学大臣への届出等

当財団は、本評価基準を変更しようとする場合には、あらかじめ文部科学大臣に届出ると共に、変更後すみやかに評価対象法科大学院に通知するものとする。

適用時期

変更後の評価基準は、2(2)の通知のなされた年度(毎年4月を始期とし翌年3月を終期とする)の翌年度以降に評価対象法科大学院が作成する自己点検・評価報告書にかかる認証評価に対して適用される。但し、評価対象法科大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することが出来るものとする。

3. 適格認定及び分野別評価

(1) 各評価基準についての評価判定

当財団は、本評価基準に規定する各評価基準毎に、評価の対象となる法科大学院(以下「評価対象法科大学院」という)の教育等がどの水準にあるかを評価判定する。評価は、「合否判定」または「多段階評価」によるものとし、各評価基準毎に判定基準を定める。「合否判定」及び「多段階評価」における評語及びその内容は以下のとおりである。

合否判定

適合：当該基準に適合している。

不適合：当該基準に適合していない。

多段階評価

A+：卓越している(取り組みが非常に高い効果をあげている)。

A：非常によく実施できている(取り組みが顕著な効果をあげている)。

B：よく実施できている(水準向上に向け相当努力している)。

C：実施できている(最低限必要な水準に到達している)。

D：実施できていない(最低限必要な水準に達していない)。

(2) 適格認定

当財団は、評価対象法科大学院が、本評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）を行う。適格認定は、以下の基準に従って判定する。

まず、評価基準は、適格認定との関係で以下3種に分類される。

法令由来基準 設置基準等の法令に由来する評価基準。

追加基準 A 法令由来基準以外で重要な評価基準。充足が必須。

追加基準 B 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準。

上記評価基準に照らし、評価対象法科大学院の適格・不適格を以下のとおり判定する。

法令由来基準の一つでも不適合又はD評価であれば当該法科大学院は「不適格」とする。

追加基準 A の一つでも不適合又はD評価であれば、当該法科大学院は原則「不適格」とする。但し、他の評価基準の評価結果も考慮すると当該法科大学院としては当該不適合又はD評価は補われていると判断できる場合は「不適格」とはならない。

追加基準 B は、不適合又はD評価であっても、それだけで当該法科大学院を「不適格」とは判定しない。

(3) 分野別評価

当財団は、評価対象法科大学院が以下の各分野毎に「どの程度しっかり取り組んでいるか」の多段階評価を行う。多段階評価は、各評価基準についての合否判定及び多段階評価を、以下の各分野毎に総合して行うものとする。

法科大学院の運営体制と自己改革

入学者選抜

教育体制

教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み

カリキュラム

授業

法曹に必要な資質及び能力の養成

学習環境

成績評価・修了認定

4 . 認証評価の方法

当財団は、当財団が別途定めるところにより、当該法科大学院の作成した自己点検・評価報告書その他当財団が必要と認めて入手した資料の分析・検討および当該法科大学院の教育活動等の現地調査等を実施したうえで、本評価基準に従って認証評価を行う。

5．認証評価の実施体制

(1) 当財団は以下の体制により評価対象法科大学院の認証評価を実施する。

認証評価評議会

当財団の理事会の選任した認証評価評議員12名で構成される。評価基準の策定・変更等認証評価事業の基本的事項の決定の外、評価報告書に対する評価対象法科大学院からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書の修正を行う。

評価委員会

認証評価評議会の選任した評価委員20名で構成される。評価報告書を作成する外、認証評価事業の実施に関する事項を決定する。評価委員会は若干名の幹事を選任することができる。

評価チーム

評価委員会が評価対象法科大学院毎に選任した評価員により構成される。評価チームを構成する評価員数は原則として5名とするが、評価対象法科大学院の規模により評価員数は増減することがある。評価チームは、評価対象法科大学院についての自己点検・評価報告書その他の資料の調査及び現地調査等を実施して、評価についての調査結果及び意見を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に提出する。

異議審査委員会

認証評価評議会の選任した異議審査委員6名で構成される。評価報告書について、評価対象法科大学院から異議の申立がなされた場合には、当該異議について審査し、異議審査書を認証評価評議会へ提出する。

認証評価事務局

評価委員会が任命した事務局長及び所要の事務局員により構成される。認

証評価に係る事務を処理する。

(2) 利害関係人

5(1) 乃至 の構成員のうち、評価対象法科大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、当該法科大学院にかかる認証評価に関与することはできない。

(3) 守秘義務

当財団、5(1) 乃至 及びその構成員は、認証評価の遂行に関して取得した法科大学院及びその関係者に関する秘密の情報について守秘義務を負う。但し、認証評価の実施・公表のために必要がある場合を除く。

6．認証評価の周期及び時期

(1) 原則

当財団は、評価対象法科大学院について、原則として5年に1回、当該法科大学院と合意した時期に認証評価を実施する。但し、当財団が評価報告書において当該評価実施年度より4年未満の期間内に評価基準の全部もしくは一部について評価を受けることを求めた場合には、当該法科大学院はこれに応じるものとする。

(2) 評価対象法科大学院からの要求

評価対象法科大学院は、前項本文の規定にかかわらず、いつでも、本評価基準の全部もしくは一部について、当財団に対して認証評価の実施を求めることが出来る。但し、認証評価の具体的な実施時期については、当該法科大学院と財団で別途協議して定めるものとする。

7．評価報告書とその確定

(1) 評価報告書の作成

当財団は、評価対象法科大学院の認証評価の結果及び理由等を記載した評価報告書を作成する。評価報告書には、必要に応じて、当該法科大学院に対する改善勧告等も記載される。

(2) 評価の前提事実に対する求意見

当財団は、評価委員会が評価報告書の原案を作成した段階で、認証評価の前提たる事実部分について評価対象法科大学院に提示しその意見を求める。

(3) 評価結果に対する異議申立手続

当財団は、評価報告書を作成し、8に規定する公表の前に、当該法科大学院に送付する。当該法科大学院は、評価報告書について異議がある時は、当財団が別途定めるところにより、当財団に対して異議を申立てることができる。

(4) 評価結果の確定

評価報告書は、評価対象法科大学院から前項に定める異議の申立がなかったとき、もしくは、異議申立がなされた場合には、それに関する当財団が別途定める手続が終了したときに、確定する。

8. 評価結果の通知及び公表

当財団は、評価対象法科大学院について確定した評価報告書を、文部科学大臣に提出すると共に、当該法科大学院に送付(但し、7(3)で異議の申立がなかった場合は、当該法科大学院に重ねて送付することは要しない)し、かつ、当財団のホームページへの掲載その他当財団が適当と認める方法にて公表する。

9. 評価報告書確定後の事情の変更

(1) 変更通知義務

評価対象法科大学院は、当財団の認証評価を受けた後、当財団による次回の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があった時は、

すみやかに、変更に係る事項を当財団に通知するものとする。

(2) 評価報告書への追記等

当財団は、9(1)に規定する通知を受けた場合、当該法科大学院について直前に行った認証評価にかかる評価報告書に財団が必要と認める内容を追記し公表することができるものとし、また、当財団が本評価基準の全部もしくは一部について当該法科大学院に対し評価を受けることを求めた場合には、直前の認証評価より4年未満の期間しか経過していない場合であっても、当該法科大学院はこれに応じるものとする。

10. 年次報告書

9(1)に定める外、評価対象法科大学院は、当財団の指定した事項についての年次報告書を当財団に提出するものとする。

11. 認証評価の対価・費用

当財団は、認証評価に関して評価対象法科大学院の負担する評価手数料等について、別に定める。

・ 評価基準

- ・ 記号 は、当該評価基準の種類を示す（本書 3（2）参照）。
- ・ 評価基準の後の（多）（合）は、それぞれの判定の姿（多段階評価か合否判定か）を示す（本書 3（1）参照）。

1．法科大学院の運営と自己改革

1 - 1 基本方針の設定と周知徹底

- 1 - 1 - 1 適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底され、実践されていること。（多）

1 - 2 自己改革への取り組み

- 1 - 2 - 1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。（多）
- 1 - 2 - 2 自己点検・評価活動が適切に実施され、教育改善に向け有効に機能していること。（多）

1 - 3 情報公開

- 1 - 3 - 1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案を受ける体制を備えていること。（多）

1 - 4 管理運営

- 1 - 4 - 1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。（合）
- 1 - 4 - 2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。（多）

1 - 5 特徴の追求

- 1 - 5 - 1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。（多）

2．入学者選抜

2 - 1 入学者選抜

- 2 - 1 - 1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に

規定され、適切に公開されていること。(多)

- 2 - 1 - 2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って実施されていること。(合)

2 - 2 既修者認定

- 2 - 2 - 1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続、及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。(多)
- 2 - 2 - 2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って実施されていること。(合)

2 - 3 多様性・開放性

- 2 - 3 - 1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。(合)
- 2 - 3 - 2 2 - 3 - 1の外、入学者の多様性確保及び入学志望者に対する障害を除去するために適切な努力をしていること。(多)

3 . 教育体制

3 - 1 教員の体制

- 3 - 1 - 1 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。(合)
- 3 - 1 - 2 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。(合)
- 3 - 1 - 3 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。(多)
- 3 - 1 - 4 専任教員の半数以上は教授であること。(合)
- 3 - 1 - 5 教員の年齢及びジェンダーに配慮がなされていること。(多)

3 - 2 教員サポート体制

- 3 - 2 - 1 教員の担当する授業時間数が十分な準備をすることができるものであること。(多)
- 3 - 2 - 2 教員の授業やその準備等を支援する仕組み・体制が用意されていること。(多)

- 3 - 2 - 3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がされていること。(多)

4 . 教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み

4 - 1 教育内容・方法の向上に向けての組織的取組み

- 4 - 1 - 1 教員に教育内容や教育方法を改善するための研修機会や内部研鑽の機会等が適切に用意され、実施されていること。(多)
- 4 - 1 - 2 教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意され実施されていること。(多)

5 . カリキュラム

5 - 1 科目構成・履修単位

- 5 - 1 - 1 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。(多)
- 5 - 1 - 2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次であっても年間44単位を超えないこと。(合)
- 5 - 1 - 3 法曹倫理を必修科目として開設していること。(合)

6 . 授業

6 - 1 授業

- 6 - 1 - 1 学生に対し適切な科目の履修選択ができるよう指導をしていること。(多)
- 6 - 1 - 2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業を実施していること。(多)
- 6 - 1 - 3 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。(多)
- 6 - 1 - 4 臨床科目が適切に開設され実施されていること。(多)

- 6 - 1 - 5 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。(多)

7. 法曹として必要な資質・能力の養成

7 - 1 法曹として必要な資質・能力の養成

- 7 - 1 - 1 法曹に必要とされるマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。(多)

8. 学習環境

8 - 1 施設及び設備

- 8 - 1 - 1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。(多)
- 8 - 1 - 2 教育及び学習の上で必要な情報源及びその利用環境が整備されていること。(多)

8 - 2 学生サポート体制

- 8 - 2 - 1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。(多)
- 8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。(多)
- 8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。(多)

8 - 3 実社会との接触・交流

- 8 - 3 - 1 実社会と接触・交流等を持つための取り組みがなされていること。(多)
- 8 - 3 - 2 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。(多)

8 - 4 適切な学生数

- 8 - 4 - 1 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。(多)
- 8 - 4 - 2 在籍者数が収容定員と適切なバランスがとれていること。(多)

9 . 成績評価・修了認定

9 - 1 成績評価

- 9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。(多)
- 9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。(合)
- 9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。(多)

9 - 2 修了認定

- 9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。(多)
- 9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。(合)
- 9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。(多)